

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

鳥取発次世代社会モデル創造特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町からなる鳥取県西部圏域

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

- ・ワンウェイ方式のレンタカー型カーシェアリング事業を実施する場合における道路運送法上のルール設定(米子市中心市街地(米子市中心市街地活性化基本計画区域))
- ・災害時における電気事業法第26条(同法施行規則第44条)に定める電力供給の電圧(101±6V)の下限に関する規制の特例措置(江府町助沢地区、下蚊屋地区)
- ・一般電気事業者の配線設備を災害時に第三者が運用する場合における電気事業法上のルール設定(損害に関する補償等)(江府町助沢地区、下蚊屋地区)
- ・小水力発電事業を実施する場合における電気事業法第43条(同法施行規則第52条)に定めるダム水路主任技術者選任に関する規制の特例措置(江府町助沢地区、下蚊屋地区)
- ・統計法第33条に定める調査票提供に関する規制の特例措置(南部町、日南町、日野町、江府町)
- ・住民調査実施時の調査対象者抽出の際の住民基本台帳法第12条の2で定める住民票の写しの交付に関する規制の特例措置(鳥取県西部圏域)

iii) 区域設定の根拠

鳥取県西部圏域は社会的・経済的・行政的に一体をなしており、圏域全体で成長可能性を有するひとつの生活圏域だが、立地条件などの違いから地域によりライフスタイルは様々で多様なニーズが潜在しており、本特区が目指す次世代社会モデルの創造と取組の横展開による波及効果の拡大を図るために適した区域である。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

- ・生活者視点に立った鳥取発次世代社会モデルを適用し、地域の強みと住民のニーズを結びつける取組を展開することで、新たな生活価値の実感が得られる新事業を創出する
- ・新たな生活価値に基づくサービス等の提供により、地域住民の「暮らしの豊かさ」に対する意識(満足度)の向上を図る

イ) 評価指標及び数値目標

(1) 評価指標①：とっとり幸せの感じ方指標

(生活者満足度、生活不安・不満度、県に対する成長期待度から検証する指標)

- ・数値目標①-1：指標指数(総合) 61.19 ⇒ 約7.5ポイント向上
- ・数値目標①-2：指標指数(新交通サービス) 16.87 ⇒ 約2.5ポイント向上
- ・数値目標①-3：指標指数(再生可能エネルギー) 20.76 ⇒ 約2.5ポイント向上
- ・数値目標①-4：指標指数(健康づくりサービス) 18.41 ⇒ 約2.5ポイント向上

(※数値はH24年1月現在 ⇒ H28年)

(2) 評価指標②：商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービスの実現

- ・数値目標②-1：カーシェアリング登録者数 0人⇒ 1,163人
- ・数値目標②-2：電動モビリティ導入台数 1台⇒ 73台
- ・数値目標②-3：充電供給口 3口⇒ 73口
- ・数値目標②-4：太陽光パネル設置枚数 30枚⇒ 1,390枚

(3) 評価指標③：再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービスの実現

- ・数値目標③-1：対象世帯数 0世帯⇒ 49世帯

(4) 評価指標④：健康情報を高度利用する健康づくりサービスの実現

- ・数値目標④-1：AICS受診者数 250人⇒ 10,000人  
※AICS(アミノデックスがんリスクスクリーニング)：血液中のアミノ酸の構成でがんリスクを判定する検査手法
- ・数値目標④-2：健康づくりプログラム参加者数 0人⇒ 1,000人

(※数値はH24年3月現在 ⇒ H28年)

#### ウ) 数値目標の設定の考え方

評価指標①(とっとりの幸せの感じ方指標)は、3つのモデル事業を実施することにより指標が向上し、各モデル事業で2.5ポイント、総合指標で7.5ポイント上昇を目標値とした。

評価指標②(商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービスの実現)は、利便性の向上に伴うカーシェアリング登録者数増、必要となる電動モビリティの増、インフラ(充電供給口、太陽光パネル)整備の増を目標値とした。

評価指標③(再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス)は、サービス実施に伴う、無停電世帯数の増を目標値とした。

評価指標④(健康情報を高度利用する健康づくりサービスの実現)は、AICSの受診者増、AICS等のデータを活用して作成する健康づくりプログラムの参加者数の増を目標値とした。

#### ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

##### ア) 政策課題と対象とする政策分野

- ・政策課題 地域資源と地域住民のニーズを有機的に結びつけ、新たな生活価値を生み出すサービスのビジネスモデルを構築する

◇対象とする政策分野：t) まちづくり関係

##### イ) 解決策

「幸せの感じ方指標」による地域住民の価値観や潜在的ニーズの把握と、それに基づき実施する取組の有効性を検証する。

本検証を具体的に実施するため、豊かさを実感できる暮らしの実現に効果的なテーマを生活者視点から設定して各種のモデル事業を実施する「とっとりスマートライフ・プロジェクト」を展開する。

本プロジェクトで検証していくモデル事業は次のとおり。

- ①商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス(米子市中心市街地で実施)
- ②再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス(江府町で実施)
- ③健康情報を高度利用する健康づくりサービス(南部町で実施)

#### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

※(番号)は解決策のモデル事業に対応

- ・ソーシャルキャピタル指数が高い等、地域経済の成長を促すポテンシャルが高い(全般)
- ・EV製造を計画する(株)ナノオプトニクス・エナジーが米子市に立地している(①)
- ・EV・PHVタウンに選定され、人口、世帯、自動車台数あたりの急速充電器の普及率は全国1位(①)
- ・中山間地では電力インフラの強化へのニーズが強い一方、豊かな自然を活用した小水力発電、大規模太陽光発電など再生可能エネルギーの導入が盛ん(②)
- ・西伯病院(南部町)ではH24年1月からAICSを実施するなど、H23年9月に「がん征圧宣言」を行った南部町と一緒にがん対策を進めている(③)
- ・米子市には高度で先進的な医療を行う鳥取大学医学部付属病院があり、AICS等健康データの分析を西伯病院と連携して進めている(③)

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

地域の課題の解消と新事業の創出の好循環を生み出して地域活性化を図る起点となるプロジェクトとして「とっとりスマートライフ・プロジェクト」を実施する。

本プロジェクトでは、住民ニーズが高く、取組を支える地域資源が活用でき、事業化可能性が高い次の3つの事業をモデル的に実施する。(→資料2参照)

- ① 商店街の利便性を高めるe-モビリティ交通サービス(米子市中心市街地で実施)
- ② 再生可能エネルギーによる災害時集落無停電サービス(江府町で実施)
- ③ 健康情報を高度利用する健康づくりサービス(南部町で実施)

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置(主なもの)

- ・鳥取県地域活性化総合特区推進補助金及び利子補助金(H23年9月補正～鳥取県)
- ・鳥取発ベンチャー企業創出・育成総合支援事業(H23年度～鳥取県)
- ・スマートコミュニティ推進事業(H24年度～米子市)
- ・農業農村小水力発電施設導入事業(H24年度～鳥取県)
- ・ライフサイエンス推進事業(H23年12月補正～南部町)

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定など

- ・鳥取県企業立地等事業助成条例で、本特区構想で加速させる県経済成長戦略の戦略的推進分野(環境・エネルギー等)の事業で特に知事が認めたものについて助成額を加算

c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・県に地域活性化総合特区構想を推進するためコーディネーターを1名配置(H23年度～)
- ・モデル事業を実施する自治体(米子市、南部町、江府町)では、地域住民、企業等関係者による会議を設置し、事業実施に向けた検討を実施(H23年度～)

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・県は総合特区構想を地域住民等に周知するためフォーラム等を開催(H22年3月、H23年11月)
- ・(株)山陰合同銀行(協議会構成員)は総合特区事業向けの融資制度の創設を検討

イ) 目標に対する評価の実施体制

評価指標①については「鳥取県民ライフスタイル意識調査」の実施により、また、評価指標②～④については聞き取り等により毎年度指標をチェックする。地域協議会は、目標に対する指標の進捗を確認し、定性的な目標に対する評価も加えた総合評価を実施する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール(H24～H28)

	H24	H25	H26	H27	H28
全般	毎年度、県民ライフスタイル調査を実施、幸せの感じ方指標を地域、協議会等に報告				
① e-モビリティ交通サービス	・実証事業の実施 ・システムの開発	・インフラ整備 ・モニターテスト	・サービス開始	・カーシェアリングスポット整備(+2カ所)	・カーシェアリングスポット整備(+2カ所)
② 災害時集落無停電サービス	・調査	・基本設計	・実施設計 ・小水力発電完成	・電気工事 ・テスト運用	・本格運用
③ 健康づくりサービス	・健康づくりプログラム開発	・健康づくりプログラム実施	・実施エリアの拡大	・実施エリアの拡大	・実施エリアの拡大

### イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

- 平成23年4月27日 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会 第1回全体会議を開催
- 平成23年8月22日 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会 第2回全体会議を開催
- 平成24年3月21日～26日 鳥取県地域活性化総合特区推進協議会 第3回全体会議を開催
- その他必要に応じて幹事会、分科会、打合せ・視察等を多数回開催

### ○参画メンバー構成

企業等	味の素(株)、(合)アヴィスコ、NTTデータ中国(株)、王子製紙(株)、(株)ガイナックス、(株)ケイズ、国際航業(株)、サントリープロダクツ(株)、大山山麓地区土地改良区連合、(株)中海テレビ放送、中電技術コンサルタント(株)、テック(株)、トヨタ自動車(株)、豊田通商(株)、(株)ナノオプトニクス・エナジー、(社)氷温協会、ファミリー(株)、(株)法勝寺町
金融機関	(株)山陰合同銀行、(株)鳥取銀行、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、米子信用金庫
大学・支援機関	国立大学法人鳥取大学、(地独)鳥取県産業技術センター、(財)鳥取県産業振興機構
地方公共団体	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県(会長：鳥取県知事 平井伸治、事務局：鳥取県商工労働部)

### 3. 新たな規制の特例措置等の提案について

#### ・ワンウェイ型カーシェアリング実施基準の明確化(道路運送法第80条等)

ワンウェイ(乗り捨て)型カーシェアリングを実施するため、明確な基準やルール設定を提案するもの

#### ・電力供給の下限値の要件緩和(電気事業法第26条等)

災害時においても地域の再生可能エネルギーによる必要最低限の電力供給を行うため、電力供給の電圧(101±6V)の下限値の要件緩和を提案するもの

#### ・一般電気事業者の配電設備の第三者運用のルール設定(電気事業法第26条等)

災害時においても地域の再生可能エネルギーによる必要最低限の電力供給を行うため、一般電気事業者の配電設備を災害時には第三者が運用できるようルールの設定を提案するもの

#### ・小水力発電におけるダム水路主任技術者選任の要件緩和(電気事業法第43条)

地域における小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用を図るため、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするよう要件緩和を提案するもの

#### ・統計調査の調査票提供に関する規制緩和(統計法第33条等)

AICS等の健康データと生活習慣に関する統計データを組み合わせて健康づくりサービスを創出するため、統計データを幅広く利用できるよう要件緩和を提案するもの

#### ・住民基本台帳の写しの交付等に関する要件緩和(住民基本台帳法第12条の2)

ライフスタイル意識調査の対象者を住民基本台帳から抽出する作業(閲覧・手書き)を効率的・円滑に実施するため、写しの交付等ができるよう要件緩和を提案するもの



